

日本乳腺甲状腺超音波医学会  
2023（令和5）年度 研究部会設置申請応募要領

申請書提出期限：2022（令和4）年12月31日まで

（事務局に必着）

1.研究部会設置の対象

乳腺及び甲状腺疾患等の超音波診断学についての研究、ならびに検査法の教育等を行うことで、該当疾患の適切な診断と治療法の向上に貢献することを目的とし、以下の項目を満たすものを対象とします。

- (1) 2年間を限度としてその目的を達成し、終了する見込みのあるもの
- (2) 研究部会の目的を達成するにあたり、広く会員が参画できるもの
- (3) 倫理的問題がないもの

2.申請資格

申請者は、本会正会員からなるグループとします。

共同研究部員は20名以内とします。20名を超える研究部員を要する場合は、その理由を研究計画書に記載してください。

尚、部員以外に研究協力者として参加することが可能です。研究協力者は研究部会長が任命し、その人数は必要最小限とします。研究協力者には、旅費等支給できません。

（研究部員は本会正会員であること。研究協力者は本会正会員であることが望ましい。）

3.研究期間

新規に申請する場合には、研究期間は2年とします。

研究期間の延長は最大2年ですが、1年間の延長継続の申請を行ってください。

研究自体は終了し、学会発表、論文作成のみとなった場合には延長継続の申告は不要です。論文作成に必要な英文校正費を申請することは可能ですが、研究期間終了から1年まででその後の追加費用の申請は認められません。

4.研究経費について

申請に基づき理事会で審査、決定いたします。ただし、研究経費が高額と判断される場合は、必要に応じて学術委員会で審議いたします。

5.支出対象

- (1) 会議費 (2) 旅費、交通費 (3) 通信費 (4) 英文校正費 (5) その他

6.審査

学術委員会が、応募申請されたものを総合的に審査し理事会にて採否を決定いたします。

7.研究成果の報告の義務

各年度ごとの最後に1年分の研究活動の報告及び次年度計画を本委員会委員長宛に提出してください。

研究終了から1年を超えても、研究成果が論文にて報告されていない場合、申請者（代表者）は、新たな研究部会の設置申請の代表者や共同研究者にはなれないので注意してください。ただし、研究が論文報告する性質のものでない場合には、その理由とともに研究計画書に記載してください。

8.会計報告の義務

代表者は、毎年12月末迄に収支決算書（見込み）及び次年度予算を作成し、事務局に提出してください。

提出日の延期は、認められません。

9.利益相反の報告の義務

本研究部会へ応募するにあたり「利益相反状態自己申告用紙（研究部会用）」にて利益相反の有無の申告について、申告用紙に必要事項を記載し提出を行ってください。

10.申請書提出方法及び提出先

下記の申請書類と予算書をダウンロードの上、必要事項を記入し、メールで申請してください。